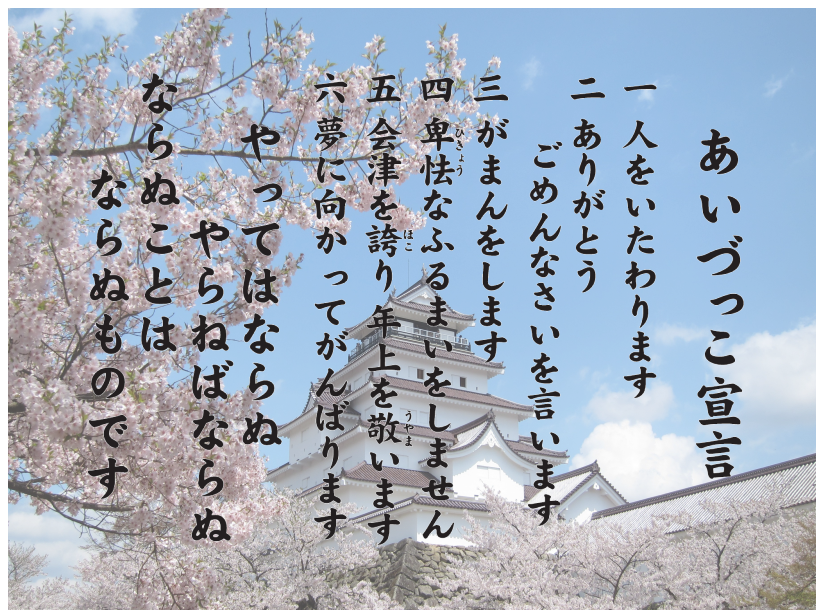


平成27年度

第1回

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

日 時：平成27年7月3日（金）午後1時30分から
場 所：会津若松市教育委員会 教育委員会室



会津若松市教育委員会

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

委員名簿

順不同・敬称略

区分	団体名	氏名
学識経験者	会津若松市社会福祉協議会 会長	武藤 淳一
	会津若松市父母と教師の会連合会 副会長	酒井 雅司
	会津若松地区保護司会 会長	廣川 俊宏
	会津若松市子ども会育成会連絡協議会 会長	新井田 萬壽子
関係行政機関職員	若松人権擁護委員協議会 人権擁護委員	川島 安紀子
	会津若松警察署 署長	窪木 明
	福島県高等学校長協会会津支部 支部長	丹藤 茂
	会津若松市立小中学校長協議会 副会長	深谷 哲三
	福島県会津児童相談所 所長	安部 智彦
	会津若松市教育委員会 教育長	星 憲隆
市民	市民委員	佐藤 和幸
	市民委員	小畑 匠

次 第

○ 委嘱状交付

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長及び副会長の選出

4 協 議

(1) 会津若松市いじめ防止等に関する条例及び会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針について

(2) いじめ防止に向けた取組について

(3) 意見交換

(4) その他

5 その他

6 閉 会

(1) 会津若松市いじめ防止等に関する条例及び会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針について

[別冊資料参照]

① 会津若松市いじめ防止等に関する条例 施行までの経過

平成25年 6月28日	いじめ防止対策推進法公布	資料1
平成25年 7月18日	いじめ防止対策推進法について各小中学校へ通知	
平成25年 9月28日	いじめ防止対策推進法施行	
平成25年10月11日	国がいじめ防止基本方針を策定	
平成25年11月 7日	国のいじめ防止基本方針について各小中学校へ通知	
平成25年11月22日	いじめ防止対策推進法の全職員への周知を校長会議において依頼	
平成26年 1月 5日	あいづっこいじめ防止基本方針(素案)の策定	
平成26年 1月 8日	会津若松市要保護児童対策地域協議会への説明、協議	
平成26年 2月13日	会津若松市PTA連絡協議会役員会への説明、協議	
平成26年 2月18日	会津若松市青少年問題協議会への説明、協議	
平成26年 3月27日	各小中学校において学校いじめ防止基本方針を策定	
平成26年 4月	各小中学校PTA総会への説明、協議	
平成26年 6月 3日	民生児童委員協議会理事会への説明、協議	
平成26年 7月25日	県がいじめ防止基本方針を策定	
平成26年12月12日		
～平成27年1月13日	パブリックコメントの実施	
平成27年 2月26日	条例の提案	
平成27年 3月24日	条例の可決	
平成27年 3月26日	条例の公布	
平成27年 4月 1日	条例の施行及び基本方針の策定	
平成27年 5月 1日	各種団体へ周知活動開始	
平成27年 5月 1日	会津若松市ホームページに掲載	

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）



第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 本市の基本方針の内容

いじめ防止対策推進法及び国や県の基本方針を受け、「あいづっこ宣言」の精神を基盤として、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにするため、基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容を明らかにするもの

2 いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（平成25年いじめ防止対策推進法における定義より）

3 基本理念（会津若松市いじめ防止等に関する条例 第3条より）

- (1) いじめの未然防止に当たっては、市民等があいづっこ宣言に込められた思いを理解し、「ならぬことはならぬものです」の規範意識を身に付け、その実践に努める。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努める。
- (3) いじめは、卑怯で、かつ絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等の連携及び協力の下、いじめの根絶を目指して取り組む。

4 いじめの防止に向けた責務及び役割

「あいづっこいじめ防止基本方針」に基づき、長い歴史に培われた会津の精神文化を誇りとし、すべての市民がいじめに関する課題意識を共有し、それぞれの責務や役割を自覚し、いじめの起きない風土づくりに努める。

【市として】（条例第4・10条）

○いじめ防止等のための総合的な対策を実施、いじめ防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる。

【教育委員会として】（条例第5条）

○市立学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講じなければならない。

【学校として】（条例第6条）

○教育委員会、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りながら、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質の向上及び教職員同士の連携強化に努め、いじめ防止等に取り組まなければならない。

○児童等が相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動の充実に努めなければならない。

【保護者として】（条例第7条）

○子どもの教育について第一義的責任を有する。いじめを正しく認識し、子どもに対し、いじめは卑怯で、絶対に許されない行為であることを十分に理解させる。

○児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

○市、教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力する。

【市民として】（条例第8条）

○いじめが行われないよう地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して生活することができる環境づくりに努める。

○いじめを発見したとき又はいじめが行われている疑いがあると認めたときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等への情報提供に努める。

【子どもとして】（条例第9条）

○いじめを行わず、互いに思いやり、いたわりながら、あいづっこ宣言の精神を身に付け、いじめのない明るい学校及び地域での生活が送れるよう努める。

○いじめを受け、又はいじめが行われていることを認識したときは、その家族、教職員、関係者に相談するよう努める。

第2章 いじめ防止等のために会津若松市が実施する施策

1 市いじめ防止基本方針の策定 (条例第11条)

2 いじめ防止等に関する措置

- いじめの未然防止に関すること (条例第13条)
- いじめの早期発見及び早期解消に関すること (条例第14条)
- 相談体制の整備に関すること (条例第15条)
- 関係機関との連携に関すること (条例第16条)
- インターネットを通じて行われるいじめに対する措置 (条例第17条)
- 研修の実施 (条例第18条)
- 学校評価・教職員評価及び学校運営改善の支援

3 いじめに対する措置 (条例第20条)

- 市立学校からの報告に対する対応
- 市立学校への指導のあり方及び警察への相談・通報

4 会津若松市いじめ問題等対策連絡協議会の設置 (条例第21条)

- いじめの防止等のための対策について、保護者、市民等及び関係機関との連携を図るために、市長が委嘱する委員(12名以内)で組織

5 会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会の設置 (条例第22条)

- いじめの防止等の対策を実効的に行うために、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもので組織

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定 (条例第12条)

- 学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取組を定め、必要に応じて見直しを行い、変更する。

2 いじめ防止等に関する措置

- 条例13・14・15・17・18条は、市及び教育委員会と同様
- 複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。(条例第19条)

3 いじめに対する措置 (条例第20条)

- 学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- いじめを確認した場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、学校の複数の教職員によって、心理等に関する専門的な知識を有する者の協力を得、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態の報告・調査・報告 (条例23・24条)

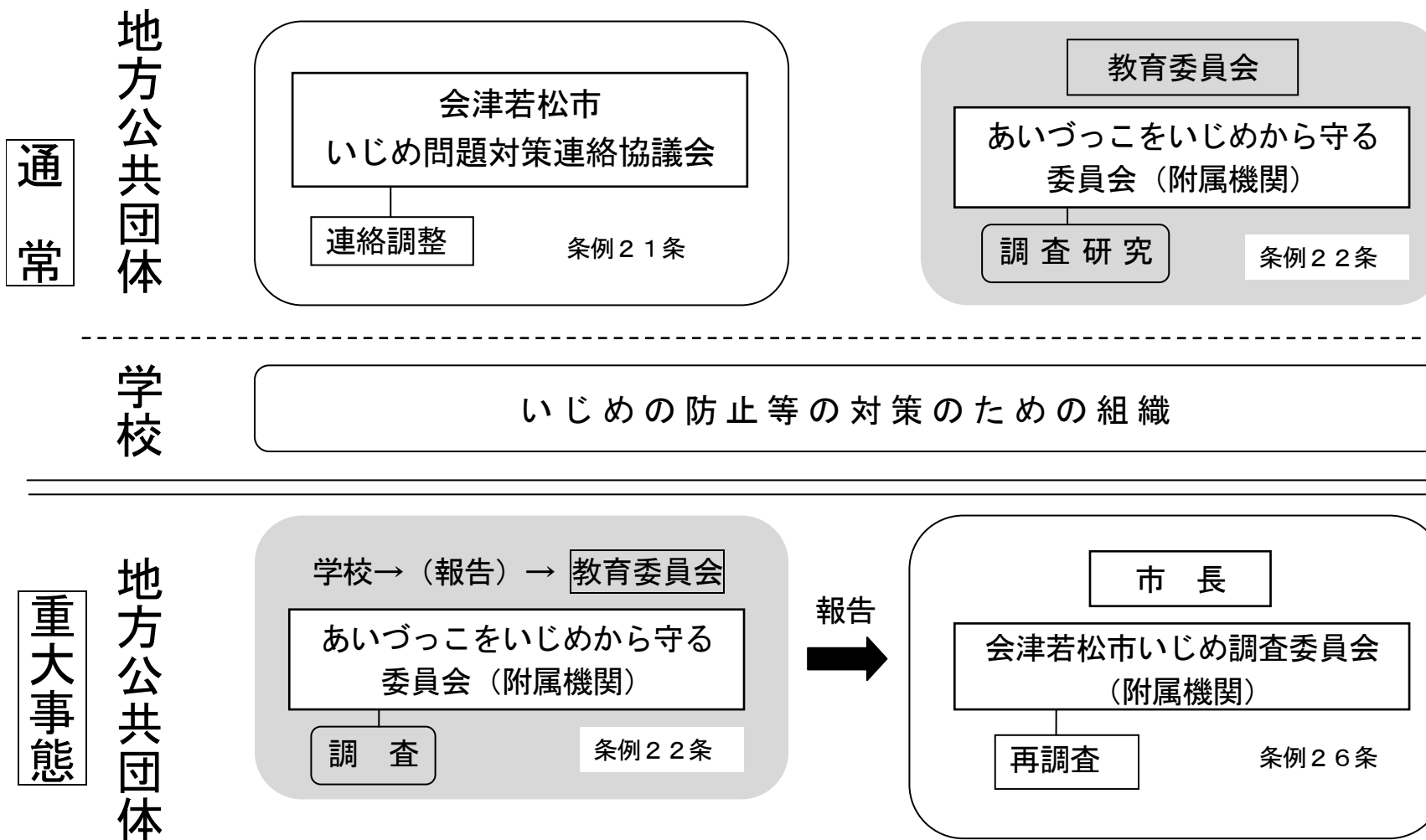
学校からの教育委員会への報告に基づき、学校又は教育委員会が組織を設置し調査を行い市長へ報告する。

(3) 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認める時、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成する組織「会津若松市いじめ調査委員会」の設置・再調査を実施し、結果を市議会に報告する。教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる

(2) いじめ防止に向けた取組について

① 条例等に係る組織の設置について



② 市内各校におけるいじめへの対応について（未然防止・早期発見・早期解消その他の対処=いじめ防止等）

○ 基本方針の策定と周知

- ・自校「いじめ防止基本方針」の策定と組織確認、PTA総会等での周知、関係機関への依頼
- ・「基本理念」や各手立ての教職員間共通理解

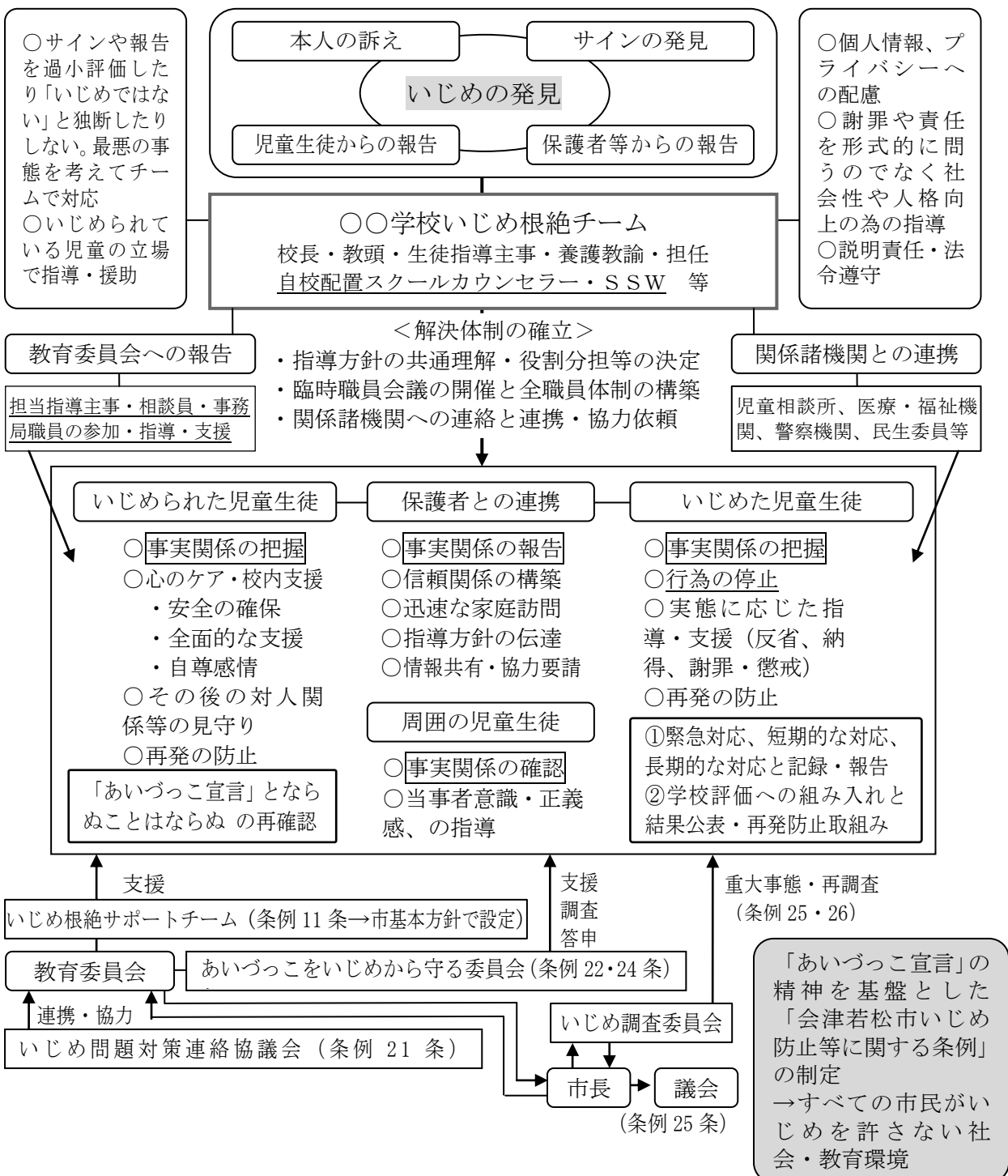
○ 未然防止のための取組

- ・自校教育課程による指導（道徳教育・心の教育の充実、情報モラル教育、規範意識の育成）
- ・児童が自主的に行う児童会活動や生徒会活動の推進（保護者や地域住民の参加など）
- ・「あいづっこ宣言」を活用した日常指導の充実

○ いじめ早期発見のための取組

- ・各種いじめ調査等の計画的実施（児童対象・保護者対象アンケート、教育相談等）
- ・相談体制の充実（スクールカウンセラーや心の教育相談員の活用等）
- ・いじめ防止等の職員研修・資質の向上

○ いじめの早期解決のための取組



「いじめ」とは？

- ①一定の人間関係にある他の児童生徒が
- ②心理的・物理的な影響を与える行為
(インターネットを通じて行われるものを含む)
- ③当事者が心身の苦痛を感じているもの

基本的な認識

- 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身につけ、いじめの未然防止に努める。
- いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- いじめは、「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を子どもも大人も共有する。

学校での認識

- 深刻でなくとも、継続的でなくとも、「いじめられている」との訴えがあったら、真剣に受け止め、解決のために全力を尽くす。
- いじめられる側に立ち、いじめられている子どもを身体全体で守る。

◇いじめか否かの判断→表面的・形式的ではなく、いじめられている児童生徒の立場で！◇

防止と早期発見

即時対応・早期解消

継続指導

未然防止(◎) 早期発見(○) どうする？

- ◎ 学級内(校内)での居場所づくり
- ◎ 児童生徒一人ひとりが存在感が持てる学級づくり
- ◎ 授業の充実
- ◎ 児童生徒同士、児童生徒と教師のよりよい人間関係の醸成
- ◎ 規範意識の高揚
- ◎ 道徳教育の充実と「あいづっこ宣言」の実行
- 悩み相談の充実
- 定期相談・チャンス相談の実施による情報収集
- アンケート等によるいじめ調査の実施
- 定期的な実施による実態の正確な把握

へんだぞ?!

【学校では】

- 学校を休む(重大事態対応)
- 欠席1日(電話連絡や家庭訪問)
- 浮かぬ顔(校内体制)
- 服装が破れたり汚れたりしている
- 傷が度々見られる
- 持ち物(隠される)
- 遅れ(教室に入ってくる)
- 一人ぼつんとしていることが多い

保護者からの訴えには謙虚に耳を傾け、誠意のある対応が大切!

【家庭では】

- 服が切れたりする
- 持ち物がなくなる
- 傷つけられる
- 体面に傷やアザが時々見られる
- お金の使い方が荒くなる
- ぼんやりしていることが多い
- 家族に話しかけられるのを嫌がる
- 不機嫌になったり、あたり散らしたりする
- 電話の呼び出しにおびえる。電話等を遠ざける。

おかしいと感じたら、すぐに連絡を!

いじめ発見

地域等からの情報

学校では…

※「重大事態」の判断

[校長のリーダーシップのもと、「いじめ根絶チーム」を中心に対応!]

迅速な事実の確認

- ・いじめられている児童生徒
- ・いじている児童生徒

個別指導

保護者への説明と協力依頼 (話し合いの場の設定)

全体指導 (全校・学年・学級)

緊急避難的処置 (グループや座席替えなど)

- ◇「いじめは絶対に許されない行為」との毅然とした態度で対応!
- ◇「いじめた子の抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。」

教育委員会では…

- 「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」等との連携強化
- 電話・来所相談への対応並びに指導助言
- 適応指導教室「ひまわり」通級への指導助言
- 「転校」の申し出 → 就学すべき学校の指定の変更、区域外通学についての検討と決定
- 毎月1回の実態把握と指導助言
- 「いじめ根絶サポートチーム」による学校支援
- ◎ 「あいづっこをいじめから守る委員会」からの指導・助言

いじめられた児童生徒には…

- 常に味方であり、必ず守ることを伝える。
- 観察を継続し、ちょっとした変化も見逃さない。
- 何かあったらすぐ相談することを約束する。

いじている児童生徒・傍観者には…

[原因の明確化と繰り返し指導]

- いじめは「人として絶対に許されない行為」であること。
- 「見て見ぬふりをすることはいじめと同じ」であること。
- 傍観者や観衆にならないこと。そのために、やめさせたり知らせたりすること。

家庭・地域には

- 個人情報には十分留意しながら、PTAや学校評議員等への説明
- 関係諸機関との連携
 - ・警察署
 - ・法務局
 - ・児童相談所
 - ・民生児童委員など

情報の共有化

- 双方の保護者への説明
- いじめられた児童生徒の保護者へ

家庭での様子の継続観察と変化が見られた場合の連絡依頼

- いじめた児童生徒の保護者へ

家庭での「思いやり」

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会及び会津若松市いじめ調査委員会
に関する規則

平成27年3月31日
会津若松市規則第15号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会（第2条―第5条）

第3章 会津若松市いじめ調査委員会（第6条―第9条）

第4章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、会津若松市いじめ防止等に関する条例（平成27年会津若松市条例第17号。以下「条例」という。）第21条第2項に規定する会津若松市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び第26条第3項に規定する会津若松市いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

（組織）

第2条 連絡協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育行政に関心のある市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 連絡協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第3章 会津若松市いじめ調査委員会

(組織)

第6条 いじめ調査委員会の委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、前条の規定により委嘱された日から条例第26条第2項の規定により答申を行った日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第8条 いじめ調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、いじめ調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 いじめ調査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 いじめ調査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

